

【必読】2023年度教育職員免許状一括申請に関する注意事項

- (1) 在学状態や単位の修得状況によっては、一括申請対象外になる場合があります。
- (2) 一括申請を希望する者は、必ず、卒業（修了）までに教職課程の単位を全て取得できることを、再度ご自身で確認のうえ、申し込んでください。
- (3) 3年次編入生や科目等履修生で、本学以外の大学等で教職課程の単位を修得している場合で、それらの単位と本学で修得した単位とを合算して免許状を申請しようと考えている者は、一括申請でなく、個人申請の方法によってください。
- (4) 中学校1種免許を希望する場合、介護等体験証明書（写）を、免許状の申請時に教育委員会に提出する必要がありますので、未提出の場合は、必ず教務課に「証明書」を持参してください。こちらでコピーを取ります。なお、証明書については教務課でお預かりしている場合もありますので、お手元になく所在が不明な場合は、教務課までお問合せください。また、新型コロナウイルスの関係上、過年度に介護等体験代替措置の適用を受けた者もしくは今年度に介護等体験代替措置の適用を受ける者については、教務課で代替措置証明書を作成・保管していますので、持参する必要はありません。
- (5) 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う介護等体験の代替措置の適用を受けず、特別支援学校での介護等体験（2日間）を府中けやきの森学園で行った者で、証明書の体験の概要欄の記述が「特別支援学校での介護等」のみになっている者については、当該証明書をいったん教務課で預かる必要があるため、申し出てください。
- (6) 専修免許状を希望する者は、基本的には、申請希望教科の1種免許状を既に取得していることが前提になります。必ず1種免許状（原本）を教務課に提示してください。コピーをとり、その場で免許状は返却します。郵送の場合は、コピーをとり、添付してください。
- (7) 今後も、手数料納入、宣誓事項の署名、押印等の手続きが必要になります。学務情報システム及び掲示には常に注意しておいてください。
- (8) 今回の一括申請を行わない者は、各自で卒業・修了後、居住地の都道府県教育委員会に個人申請してください。
- (9) 本籍地、生年月日、氏名確認のため、戸籍抄本（コピー可）の提出が必要になります。
- (10) 外国籍の者は、住民票の写し（コピー可）を提出してください。（免許状に記載する氏名を確認するため。）
- (11) 新免許状申請者（平成21年4月以降に初めて教員免許を申請する者）のうち、所要資格取得年度が昨年度以前者（科目等履修生の期間中に教職科目の取得がなく、介護等体験のみを行った場合等）は大学一括申請対象外となります。
- (12) 氏名に外字が含まれている場合は、JIS漢字コードの第一水準漢字及び第二水準漢字に置き換えて申請してください。